

高山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1. 令和6年度の給与改定

(1) 給 料 表（第1条中別表第1～別表第3）

行政職給料表（1）、行政職給料表（2）及び医療職給料表ともに給料月額を引上げ改定（平均2.78%引上げ）

(2) 諸 手 当

① 初任給調整手当（第1条中第12条）

区 分	改正前	改正後
医療業務に従事する医師及び歯科医師	415,600 円	416,600 円
医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職	51,100 円	51,600 円

② 期末手当（第1条中第24条）

期末手当の支給月数を0.05月分（定年前再任用短時間勤務職員は0.025月分）引上げ改定

区 分		改 正 前	改 正 後
一般職職員	6 月期	1.225 月	変更なし
	12 月期	1.225 月	1.275 月
	計	2.450 月	2.500 月
管理職職員	6 月期	1.025 月	変更なし
	12 月期	1.025 月	1.075 月
	計	2.050 月	2.100 月
定年前再任用 短時間勤務職員	6 月期	0.6875 月	変更なし
	12 月期	0.6875 月	0.7125 月
	計	1.375 月	1.400 月

③ 勤勉手当（第1条中第26条）

勤勉手当の支給月数を0.05月分（定年前再任用短時間勤務職員は0.025月分）引上げ改定

区 分		改 正 前	改 正 後
一般職職員	6 月期	1.025 月	変更なし
	12 月期	1.025 月	1.075 月
	計	2.050 月	2.100 月
管理職職員	6 月期	1.225 月	変更なし
	12 月期	1.225 月	1.275 月
	計	2.450 月	2.500 月
定年前再任用 短時間勤務職員	6 月期	0.4875 月	変更なし
	12 月期	0.4875 月	0.5125 月
	計	0.975 月	1.000 月

④ 寒冷地手当（第 1 条中第 2 7 条）

寒冷地手当（11 月～3 月）の月額を世帯等の区分に応じて引上げ改定

区 分	改 正 前	改 正 後
世帯主・扶養有	17,800 円	19,800 円
世帯主・扶養無	10,200 円	11,400 円
その他の職員	7,360 円	8,200 円

(3) 実施時期

- ① 給料表、初任給調整手当及び寒冷地手当 令和 6 年 4 月 1 日から適用
 ② 期末手当及び勤勉手当 令和 6 年 1 2 月 1 日から適用

2. 令和 7 年度以後の給与改定

(1) 諸 手 当

① 期末手当（6 月期と 12 月期の支給月数配分の見直し）（第 2 条中第 2 4 条）

区 分		改 正 前	改 正 後
一般職職員	6 月期	1.225 月	1.250 月
	12 月期	1.275 月	1.250 月
	計	2.500 月	2.500 月
管理職職員	6 月期	1.025 月	1.050 月
	12 月期	1.075 月	1.050 月
	計	2.100 月	2.100 月
定年前再任用 短時間勤務職員	6 月期	0.6875 月	0.700 月
	12 月期	0.7125 月	0.700 月
	計	1.400 月	1.400 月

② 勤勉手当（6 月期と 12 月期の支給月数配分の見直し）（第 2 条中第 2 6 条）

区 分		改 正 前	改 正 後
一般職職員	6 月期	1.025 月	1.050 月
	12 月期	1.075 月	1.050 月
	計	2.100 月	2.100 月
管理職職員	6 月期	1.225 月	1.250 月
	12 月期	1.275 月	1.250 月
	計	2.500 月	2.500 月
定年前再任用 短時間勤務職員	6 月期	0.4875 月	0.500 月
	12 月期	0.5125 月	0.500 月
	計	1.000 月	1.000 月

(2) 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日から施行